

< 契約代金請求日の記入について（Q&A） >

（問１）契約代金請求日を記入せずに、請書兼請求書を区に提出してもかまいませんか。

（答１）かまいません。契約代金請求日を受注者が未記入のままで提出した場合は、区の検査合格の日をもって、契約代金請求日とみなします。未記入の書類であっても、請求が無効になることはありません。

契約代金請求日を記入する場合は、**区検査合格日と同日以降の日付を記入してください。**

（問２）納入や履行完了後の履行検査は、いつ行われるのでしょうか。

（答２）納入・履行完了後に行う検査の日程は、区が決定し、受注者にお知らせします。契約の種類ごとの検査日（検査の実施期限）は、次のとおりです。

契約の種類	納入・履行完了後の検査
物品購入、賃貸借・リース、業務委託、修繕	納入・履行完了後 10 日以内
工事	履行完了後 14 日以内

- ・上記の検査までの日数には、受注者の納入・履行した日が含まれ（初日参入）、また土曜日・日曜日・祝日なども含めて設定します。ただし、日数の末日が日曜日または祝日の場合は、その翌日までを含めて設定します。
- ・検査までの日数の設定は、契約日の属する年度末までです。納入・履行完了後の検査の実施期限の日数が契約日の属する年度を越えて、翌年度となる場合の検査日は、契約日の年度末（3月31日）までとなります。
- ・具体的な検査の日程については、契約を所管する担当者にお尋ねください。

（問３）納入や履行完了後の検査を受けたが、検査に不合格の場合、記入した契約代金請求日を訂正しなければならないでしょうか。

（答３）区の検査に不合格の場合、契約を所管する担当者の指摘内容に沿って、受注者が「手直し、補強または引換え」を行ったうえ、不合格の日の翌日から10日以内に、再検査を行います。再検査の日程についても、区が決定し、受注者にお知らせします。

この場合、既に記入した契約代金請求日が、再検査日以降の日でない場合は、修正しなければなりません（受注者の訂正印）。契約を所管する担当者からの連絡内容に従ってください。

（問４）納入や履行完了後の検査日を、事前に区から示された場合、契約代金請求日は検査日と同日を記入してもかまいませんか。

（答４）この場合、契約代金請求日は、検査日と同日を記入してかまいません。

ただし、履行検査に合格しなかった場合は、契約代金請求日を修正する必要があります（受注者の訂正印）。その場合は、契約を所管する担当者からの連絡内容に従ってください。

（問５）契約代金請求日は、いつを記入したらいいのでしょうか。

（答５）契約代金請求日は、

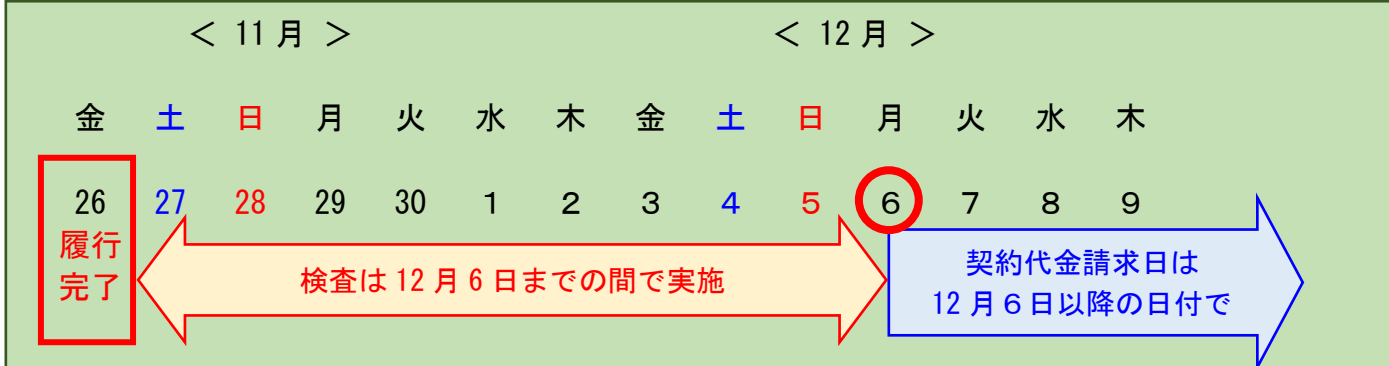
- ・物品購入の場合は、その納入後の、区の検査合格後の日以降、
 - ・業務委託や工事・修繕などの場合は、その履行完了後の、区の検査合格後の日以降、
- となります。

区が行う検査（履行検査）は、右欄の（答２）に記載した日程の中で、区が実施します。このため、契約代金請求日の具体的な記入例としては、次のようになります。

< 例１ > 物品購入契約で、11月1日（月）に納入した場合
区が行う検査を、11月1日（月）から11月10日（水）までに実施します。
（検査は、11月3日（水・祝日）、6日（土）および7日（日）を含め、11月1日（月）から11月10日（水）までの10日以内に実施します）
このため**契約代金請求日を、11月10日（水）以降の日で記入**してください。



< 例２ > 業務委託契約で、11月26日（金）に履行完了した場合
区が行う検査を、11月26日（金）から12月6日（月）までに実施します。
（検査は、11月27日（土）、28日（日）、12月4日（土）および12月5日（日）を含め、11月26日（金）から12月5日（日）までの10日間と、**その末日の12月5日が日曜日のため**、その翌日の12月6日（月）の、合わせて11日間以内に実施します）
このため**契約代金請求日を、12月6日（月）以降の日で記入**してください。



< 例３ > 修繕の契約で、12月28日（火）に履行完了した場合
区が行う検査を、12月28日（火）から翌年1月6日（火）までに実施します。
（検査は、1月1日（土・祝日）および2日（日）を含め、12月28日（火）から翌年1月6日（火）までの10日以内に実施します。**年末年始の期間も、日数に含みます。**）
このため**契約代金請求日を、1月6日（火）以降の日で記入**してください。